

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【公開番号】特開2017-15710(P2017-15710A)

【公開日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2016-133959(P2016-133959)

【国際特許分類】

G 0 1 N 33/48 (2006.01)

G 0 1 N 1/10 (2006.01)

G 0 1 N 1/12 (2006.01)

G 0 1 N 33/49 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 33/48 S

G 0 1 N 33/48 H

G 0 1 N 33/48 K

G 0 1 N 1/10 V

G 0 1 N 1/12 B

G 0 1 N 33/49 K

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月15日(2017.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血液検体を採取するための血液採取器具と、
採取した血液検体を希釈するための希釈液と、
血液検体の希釈物を収容するための収容器具と、
を含み、血液中に恒常的に存在する標準成分を用いて血液検体中の対象成分の濃度を分析するための、血液検査キットであって、

前記血液採取器具が、毛細管現象により血液検体を内部に採取することができるキャピラリーであり、

前記キャピラリーが、定められた容量の血液検体を採取するための形状を有し、

前記形状が、キャピラリーの内径がある位置から大きくなることにより、採取した血液がその位置を超えると毛細管現象が生じ難くなる形状である、血液検査キット。

【請求項2】

血液検体を採取するための血液採取器具と、
採取した血液検体を希釈するための希釈液と、
血液検体の希釈物を収容するための収容器具と、
を含む、血液中に恒常的に存在する標準成分を用いて血液検体中の対象成分の濃度を分析するための、血液検査キットであって、

前記希釈液が、血液中に存在しない標準成分を含有し、

前記血液採取器具が、毛細管現象により血液検体を内部に採取することができるキャピラリーであり、

前記キャピラリーが、定められた容量の血液検体を採取するための形状を有し、

前記形状が、キャピラリーの内径がある位置から大きくなることにより、採取した血液がその位置を超えると毛細管現象が生じ難くなる形状である、血液検査キット。

【請求項 3】

血液検体を採取するための血液採取器具と、
採取した血液検体を希釈するための希釈液であって、血液中に存在しない標準成分を含有する希釈液と、
血液検体の希釈物を収容するための収容器具と、
を含む、血液検査キットであって、
前記血液採取器具が、毛細管現象により血液検体を内部に採取することができるキャピラリーであり、
前記キャピラリーが、定められた容量の血液検体を採取するための形状を有し、
前記形状が、キャピラリーの内径がある位置から大きくなることにより、採取した血液がその位置を超えると毛細管現象が生じ難くなる形状である、血液検査キット。

【請求項 4】

前記希釈液が、血液中に恒常的に存在する標準成分を含まない、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 5】

前記血液検査キットが、血液検体の希釈物から血漿を分離回収するための分離器具を含む、請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 6】

前記キャピラリーに、採取した血液検体の容量を確認するための目盛が付されている、請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 7】

前記目盛が、採取する血液検体の容量範囲の下限を示す位置に付されており、かつ前記キャピラリーが、ストッパーを有し、前記ストッパーが、採取した血液検体の容量が、採取する血液検体の容量範囲の上限を超えないためのものである、請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 8】

前記キャピラリーが、内部に抗凝固剤を有する、請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 9】

前記キャピラリーが、合成樹脂からなる、請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 10】

前記キャピラリーの内壁が、親水性処理されたものである、請求項 9 に記載の血液検査キット。

【請求項 11】

前記キャピラリーの血液検体を吸引する側の端部が、テーパーを有する、請求項 9 又は 10 に記載の血液検査キット。

【請求項 12】

前記キャピラリーの、採取すべき血液検体の容量範囲を示す少なくとも 1 つの位置に目盛が付されており、前記キャピラリーの内径が、前記目盛の位置を越えた部位から大きくなる、請求項 9 から 11 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 13】

前記キャピラリーの、採取すべき血液検体の容量範囲を示す少なくとも 1 つの位置に目盛が付されており、前記キャピラリーの前記目盛が付された位置を含む部分の内径が他の部分より小さい、請求項 9 から 11 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 14】

前記キャピラリーを構成する材が、600 nm以上の領域の波長の光の少なくとも一部を吸収する成分を含有する、請求項 9 から 13 のいずれか 1 項に記載の血液検査キット。

【請求項 15】

血液中に恒常的に存在する前記標準成分が、ナトリウムイオン又は塩化物イオンである、請求項 1 又は 2 に記載の血液検査キット。

【請求項 16】

血液中に恒常的に存在する前記標準成分が、ナトリウムイオン又は塩化物イオンと、さらに別の血液中に恒常的に存在する標準成分である、請求項 1 又は 2 に記載の血液検査キット。

【請求項 17】

前記別の標準成分が、総タンパク又はアルブミンである、請求項 16 に記載の血液検査キット。

【請求項 18】

さらに別の標準成分を用いて、前記血液検体中の対象成分の濃度の分析を検証する、請求項 16 又は 17 に記載の血液検査キット。

【請求項 19】

前記血液中に存在しない標準成分が、リチウムイオン又はグリセロール三リン酸である、請求項 2 に記載の血液検査キット。

【請求項 20】

前記血液中に存在しない標準成分が、リチウムイオン又はグリセロール三リン酸である、請求項 3 に記載の血液検査キット。

【請求項 21】

請求項 1 から 20 のいずれか 1 項に記載の血液検査キットを用いることを特徴とする、血液検体中の対象成分の濃度を分析する方法（医療行為を除く。）。